

# 県立三木北高等学校 生徒指導に係るルール

2015年6月

## 1 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

### (1) 携帯電話の使用について

生徒への連絡は、生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。やむを得ず生徒に直接電話連絡する際も、携帯電話には行わず、固定電話に連絡を行う。

### (2) メール・SNSの使用について

- ① 教職員と生徒の間での使用は、教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやりとりは行わない。
- ② 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。

## 2 生徒との相談等の実施方法について

- ① 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- ② 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。
- ③ 校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ④ 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開けるなど、密室状態にならないよう配慮する。

## 3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。